

厚生労働省における事後評価の実施に関する計画（案）（平成25年度）新旧対照条文
 ○厚生労働省における事後評価の実施に関する計画（案）（平成25年度）（平成25年●月●●日厚生労働大臣決定）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>厚生労働省における事後評価の実施に関する計画（平成<u>25</u>年度）</p> <p>目 次</p> <p>第1 はじめに 第2 計画期間 第3 政策体系及び評価予定表 第4 事後評価の対象及び評価の方法 第5 事後評価の実施 第6 学識経験を有する者の知見の活用 第7 評価結果の政策への反映状況の公表 第8 その他</p> <p>別紙1 政策体系及び評価予定表 別紙2 事業評価予定一覧 別紙3 成果重視事業一覧</p> <p>第1 はじめに 本計画は、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき、「政策評価に関する基本方針」（平成17年12月16日閣議決定。以下「基本方針」という。）及び「厚生労働省における政策評価に関する基本計画（第3期）」（平成24年3月30日厚生労働大臣決定。以下「基本計画」という。）を踏まえて、平成<u>25</u>年度に実施する事後評価の対象、評価の方法等を明らかにするものである。</p> <p>第2 計画期間 本計画の対象期間は、平成<u>25</u>年4月1日から平成<u>26</u>年3月31日までとする。</p> <p>第3 政策体系及び評価予定 （略）</p>	<p>厚生労働省における事後評価の実施に関する計画（平成<u>24</u>年度）</p> <p>目 次</p> <p>第1 はじめに 第2 計画期間 第3 政策体系及び評価予定表 第4 事後評価の対象及び評価の方法 第5 事後評価の実施 第6 学識経験を有する者の知見の活用 第7 評価結果の政策への反映状況の公表 第8 その他</p> <p>別紙1 政策体系及び評価予定表 別紙2 事業評価予定一覧 別紙3 成果重視事業一覧</p> <p>第1 はじめに 本計画は、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき、「政策評価に関する基本方針」（平成17年12月16日閣議決定。以下「基本方針」という。）及び「厚生労働省における政策評価に関する基本計画（第3期）」（平成24年3月30日厚生労働大臣決定。以下「基本計画」という。）を踏まえて、平成<u>24</u>年度に実施する事後評価の対象、評価の方法等を明らかにするものである。</p> <p>第2 計画期間 本計画の対象期間は、平成<u>24</u>年4月1日から平成<u>25</u>年3月31日までとする。</p> <p>第3 政策体系及び評価予定 （略）</p>

第4 事後評価の対象及び評価の方法

事後評価の対象及び評価の方法は以下に掲げるとおりとする。

- 1 政策体系に基づき対象とする政策（基本計画第7の1（1）関係）
政策体系の施策目標については、毎年度、評価又は指標のモニタリングを行う。平成25年度において評価を行う政策及び評価の方法は、前年度の別紙1（政策体系及び評価予定）のとおりとする。
加えて、指標のモニタリングの結果（以下「モニタリング結果」という。）により評価の必要が生じた施策目標について、実績評価方式、総合評価方式又は事業評価方式のうちから適切に選択した評価方式により評価する。なお、この場合の具体的な対象及び評価の方法は、政策統括官付政策評価官室（以下「政策評価官室」という。）が、当該政策の担当部局（大臣官房の各課を含む。以下同じ。）及び査定課（大臣官房会計課及び大臣官房人事課）と調整の上、定めることとする。

2～8 （略）

第5 事後評価の実施

1～4 （略）

第6 学識経験を有する者の知見の活用 （略）

第7 評価結果の政策への反映状況の公表

担当部局及び査定課は、評価結果を、新たな政策の企画立案（組織・定員要求、予算要求、税制改正要望等を含む）、既存の政策の見直し・改善に反映させるための情報として活用する。また、担当部局は、平成25年度に実施した政策評価の結果の政策への反映状況について、9月上旬を目途に政策評価官室に報告する。

政策評価官室は、それらの反映状況を確認の上、とりまとめ、公表する。

第8 その他 （略）

第4 事後評価の対象及び評価の方法

事後評価の対象及び評価の方法は以下に掲げるとおりとする。

- 1 政策体系に基づき対象とする政策（基本計画第7の1（1）関係）
政策体系の施策目標については、毎年度、評価又は指標のモニタリングを行う。平成24年度において評価を行う政策及び評価の方法は、別紙1（政策体系及び評価予定）のとおりとする。
加えて、指標のモニタリングの結果（以下「モニタリング結果」という。）により評価の必要が生じた施策目標について、実績評価方式、総合評価方式又は事業評価方式のうちから適切に選択した評価方式により評価する。なお、この場合の具体的な対象及び評価の方法は、政策統括官付政策評価官室（以下「政策評価官室」という。）が、当該政策の担当部局（大臣官房の各課を含む。以下同じ。）及び査定課（大臣官房会計課及び大臣官房人事課）と調整の上、定めることとする。

2～8 （略）

第5 事後評価の実施

1～4 （略）

第6 学識経験を有する者の知見の活用 （略）

第7 評価結果の政策への反映状況の公表

担当部局及び査定課は、評価結果を、新たな政策の企画立案（組織・定員要求、予算要求、税制改正要望等を含む）、既存の政策の見直し・改善に反映させるための情報として活用する。また、担当部局は、平成24年度に実施した政策評価の結果の政策への反映状況について、9月上旬を目途に政策評価官室に報告する。

政策評価官室は、それらの反映状況を確認の上、とりまとめ、公表する。

第8 その他 （略）